

近組 2022-035 号

2022 年 12 月 14 日

学校法人 近畿大学
理事長 世耕 弘成 殿

近畿大学教職員組合
執行委員長 光永 靖

団体交渉要求書

近畿大学教職員組合（以下、本組合）は、学校法人近畿大学（以下、貴法人）に対し、附属学校教員・附属病院医師に対し、残業代を正確に支払うよう要求する。

貴法人は、附属学校教員・附属病院医師の労働時間をタイムカードで管理しているにもかかわらず、「在校（在院）時間のすべてが労働時間というわけではない」と強弁し、残業代を支払っていない（あるいは、大きく制限している）。タイムカードで記録しているにもかかわらず、そのすべてが労働時間というわけではないというのであれば、貴法人が労働時間管理を怠っているということにほかならない。しかし、タイムカードによる記録が客観的な証拠として存在し、それを否定する材料もないことから、貴法人はこれに基づいて残業代を計算し、支払わなければならない。

おそらく、事務職員（管理職を除く）に対しては、タイムカードどおりに支払っているものと思われるが、なぜ教員や医師に対してのみ、このような差別的な対応をするのか。その理由を説明するとともに、過去に遡ってすべての残業代を支払うよう要求する。

なお、貴法人は労基法上の管理監督者に該当しない事務職員に対し、役職者であるという理由で残業代を支払っていない。これは明白な労基法違反であり、「経営者との一体性」「労働時間の裁量」「賃金等の待遇」という面を否定され、支払いを命じられた裁判例も多数ある。現在、事務職員は本組合に加入していないため、非組合員の労働条件を交渉することはできないが、明らかな労基法違反をして恥ずることもない貴法人の態度は、学校法人としての社会的責任を果たしているとは言えず、そこで働く労働者として看過しがたい。ただちにこの運用を改め、労基法上の管理監督者に該当しない事務職員に対し、過去に遡ってすべての残業代を支払うよう要求する。

回答は一週間以内とする。

以上